

## 総務省・財務省合同政策会議の概要

日 時：平成 21 年 11 月 11 日（水）17:45～18:53

場 所：参議院別館 5 階 講堂

出席者：渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、野田財務副大臣、峰崎財務副大臣、  
長谷川総務大臣政務官、階総務大臣政務官、小川総務大臣政務官、  
大串財務大臣政務官ほか

議 題 ・平成 22 年度税制改正について

・その他

○小川総務大臣政務官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総務省・財務省合同政策会議を開催させていただきます。

都合によりまして、本日は総務省側の進行で進ませさせていただきます。

総務省側の出席者でございますが、渡辺副大臣、階政務官、そして本日の進行を預かります政務官の小川でございます。財務省側が野田副大臣、峰崎副大臣がご出席でございます。ご紹介をさせていただきます。

早速でございますが、渡辺副大臣からごあいさつをいただきたいと思います。

○渡辺総務副大臣

皆さん、こんばんは。座ったままで失礼いたします。

今日はこの時間帯にセットをさせていただいたこと、先ほど党本部 5 階での全議員参加の会合がございました。その関係でどうしてもお集まりにくい結果となりましたことは大変残念でございますけれども、限られた時間でございますので、あいさつは余りせずにご入りしたいと思います。

これまで私どもとして税制調査会は総務省・財務省副大臣、政務官を中心にこれまでも議論を重ねてまいりました。また、租税特別措置のプロジェクトチームとしても幾度となく議論を重ねてまいりました。昨日の第 1 回企画委員会から本格的な主要テーマ、主要項目、要望項目を、これから12月11日をめどに、12月11日に税制大綱が発表できるような形でこれから本格的議論に入ることを決めたところでございます。本日は税制政策会議は初めてでございますけれども、限られた時間ですがどうぞ闊達なご意見をいただきますよう

お願い申し上げます、ごあいさつに代えさせていただきます。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございます。峰崎副大臣から一言お願いいたします。

○峰崎財務副大臣

時間もありませんのでたくさんのごことは言えないわけではありますが、本来であれば税制調査会主催のこうした会議となればよかったです、政策決定のあり方はそれぞれの府省ごとの委員会ということで、今日は財務省・総務省合同で開催させていただきました。

もう既に7回の税制調査会、10回の租税特別措置法のPTをやっておりまして、これらの経過はすべてフルオープンでこれまでやってまいりました。昨日、企画委員会を開催しまして、今後の全体的な日程についても明らかになりました。今、渡辺副大臣がおっしゃったとおりでございます、ぜひこれからこの種の会議を、今日はちょっと時間の設定が余りうまくなかったわけですが、ぜひ皆さんの声をしっかりと受けとめていこうと。これはまさに、「税は国家なり」ということですので、この国会議員の方々は税制について幅広い見地を持っておられると同時に、様々な観点から私たちの税制調査会にいろいろな意見を表明していただければと思っております。今日は皮切りでございますが、必ず中間どころ、それから最後の決定直前にも開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○小川総務大臣政務官

カメラさん、すみませんがご退出をお願いいたします。なお、筆記の記者の皆様には引き続き取材をいただきますこと、あわせて、後ほどの議事録公開についてお許しをいただきたいと思っております。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

お手元の資料をご確認いただきたいと思います。資料1、税制調査会の設置文、設置の閣議決定でございます。こういう形で従来の税制調査会を現在の形に衣替えをしたという資料でございます。資料2、鳩山総理からの諮問文でございます。国税・地方税全般にわたる諮問をいただいております。資料3、税制調査会委員名簿一覧です。資料4、これまでの議論の経過でございます。全7回開催いたしております。資料5、当面の日程案です。これまでの議論を踏まえて12月11日のとりまとめに向けていよいよ議論が本格化する時期でございます。

それでは、峰崎副大臣から国税の検討項目に関しましてご説明をいただきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

お手元に配付されております資料6をごらんになっていただきたいと思えます。

平成22年度税制改正の検討項目（案）でございます。この中身は昨日、税制調査会の藤井会長ほか、企画委員会のメンバーが出席いたしまして一応確定したのですが、もちろんこれ以外の項目についても追加的に必要があれば私たちは検討することは決してやぶさかではありませんが、一応のこういう項目に従いながら検討項目を設定したところでございます。

租税特別措置の見直しというのは、要望項目と銘打っておりますが、それ以下のいわゆる租特透明化法案以下、一番下の税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョン、ここまでが検討項目でございます。

租税特別措置の問題につきまして、あるいは租特透明化法案の問題でございますが、これらはすべてゼロベースで見直しをするということでございます。おそらくそれぞれの税調委員、各府省の副大臣に、来週月曜日には皆さん方から各府省会議で出された要望事項について私たちがゼロベースで査定をしたものが配付されることとなります。それらに従って、また引き続き府省の政策会議で議論していただければなと思えます。

それから、いわゆる租特透明化法案を次期通常国会に提出をしていきたいと考えております。中身については時間がありませんので詳しくお話もしませんが、租税特別措置が一体どのように利用されているのか、そのことをしっかりとつかんで、租特が特にあいまいな形で既得権の維持に使われないようにしていこうという趣旨でこの法案をまとめようとしているものでございます。

納税環境整備の問題でございますが、納税環境整備は税・社会保障共通番号制度は、これからの我々の論議あるいは政策決定に当たって大変重要でございます。これに罰則の見直し、さらに納税者権利憲章、これは国税通則を含めた改正にわたり大変大きな課題でございますので、これらの点についてこれからしっかりと検討していきたいと考えているところでございます。

それから、暫定税率の廃止というのは、マニフェストに沿ってまずは廃止をするということで議論を進めていきたいと思えます。

それから、個人所得課税でございますが、今日、税の社会保障所得再配分機能というも

のが非常に弱まっているという観点から、この点について所得控除の見直しなどの観点からしっかりと議論をしていきたいと思えます。

エネルギー課税の問題でございますが、これはご存じの環境負荷に応じた課税のための検討ということで、鳩山総理が90年比で2020年25%という目標を立てられておりますし、環境省からも本日、このエネルギー関係の環境税についての提起がございました。これらの点について審議をしていきたいと思えます。

地方環境税については後で渡辺副大臣からの論議に委ねたいと思えます。

たばこ税についてでございますが、健康の観点からたばこの増税要望が出されているところでございます。ちなみに昨日は、たばこ以外に酒はやらないのかということでございましたので、酒の問題についても場合によっては議論をしていきたいと考えているところでございます。

それから、法人課税、国際課税でございますが、これらの点については、法人課税を18%、中小企業の法人税率を11%に下げようという提案が出されておりますし、国際課税の問題についても、移転価格税制の問題を含めて、これからしっかりと議論をしていこうということでございます。

それから、昨日新たにつけ加わりまして、市民公益というものを実現する税制、総理大臣のおっしゃる新しい公共というものを支える税制ということで、これは寄附金税制、特にNPOの税制等がこれに含まれるわけでございます。

資産課税については、相続税の課税ベースや課税方式等が検討課題になるということで、これも今後しっかりと議論していきたいと思えます。

税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンでございますが、これは税制抜本改革の実現に向けて総理からの諮問がございました。国家戦略室と連携をしながら、年明け以降、政権期間中に税制抜本改革に向けた基本的な考え方をとりまとめていく必要がございます。専門家委員会の設置なども現在検討していきたいと。これは旧政府税制調査会から専門家だけの方々をピックアップして、ぜひシャープ税制に匹敵するような新しい税制改革の答申案を出してもらおうという考え方にしっかりと基づいて作り上げていきたいものだと考えているところでございます。

いずれにせよ、中身については今後、税制調査会の中で17日、18日、これはまず税制調査会委員の中でのフリーな議論が行われることになっております。そしてまた、先ほど言いました要望項目についても議論することになっておりますので、いよいよ来週から本格

的な論戦が始まってくるということで、お手元の日程表がございましたけれども、中身に  
じて連日、例えば30日を過ぎますと毎日の審議に入るということでございます。

とりあえず私のほうからは項目だけに絞ってしまいましたけれども、中身に入っており  
ませんが、一応財務省としての基本的な考え方について項目だけ提起をさせていただきた  
いと思います。

○小川総務大臣政務官

それでは、地方税について、渡辺副大臣からお願いいたします。

○渡辺総務副大臣

それでは、資料6に沿いまして、地方税の主な検討項目につきまして順にご説明させ  
ていただきます。

地方税、租税の特別措置の見直しでございますけれども、地方税における税負担の軽減  
措置等の見直しにつきましては、今、峰崎副大臣からお話ありましたような、租税特別措  
置の見直しに関する基本方針に準じて行う。固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等  
の地方税分につきましても、一定の外形的な基準に合致する措置について見直しを行って  
いくということでございます。

2番目の租特透明化法案でございますけれども、この点につきましても地方税の特例に  
かかる適用実態等についても議論を進めていく。そして当然、例えば地方の法人二税の問  
題につきましても、租特透明化法の中で公表していくということでございます。

それから、納税環境の整備でございますが、社会保障番号、納税番号、納税環境の整備  
でございます。社会保障番号制度等について、国税とあわせて地方税についても検討して  
いくということでございます。

4番目の暫定税率の廃止についてでありますけれども、マニフェストでお約束をしまし  
た暫定税率の廃止が実施されますと、地方税の税収が8,055億円減収となります。おそら  
く皆様方のところにも地元の首長さんたちからご要望が来ていると思いますが、とにかく  
暫定税率廃止に伴う地方税収の補てんをどうするのかということについては、我々も今検  
討をしているところでございます。大変重要な問題でございますので、この8,055億円の  
確実な補てんをどうするのかということについても、地方を預かる総務省の立場として重大  
に受け止めて取り組んでまいるところでございます。

そして、個人所得課税につきましては、子ども手当は国の財源で実施すべきものという  
ことで認識をしておりますけれども、この住民税の地方税分、控除、諸控除の見直し等に

つきましては、所得税との税制上の整合性も考慮の上で検討をしていくということでございます。これも来年度からマニフェストの約束のもとに実行するわけでございます。この中で、この控除、諸控除をどうするか、地方税分をどうするかにつきましても検討してまいります。

さて、1つ飛ばしまして地方環境税でございます。原口総務大臣が昨日の閣議後の会見でも申し上げているとおり、地方環境税の創設ということにつきまして大変に意欲を持っております。もう既に全国知事会からも具体的な幾つかのご提案がございます。地方環境税という形で具体的な示唆をいただいておりますが、環境省の青写真等も今朝の新聞報道等で見ました。国税にするのか地方税にするのかという部分につきましても、幅広く議論をしてまいりたいと考えております。

それから、たばこ税でございます。これはこれまで大変大衆的な嗜好品に関して課税をしてきたということで、非常に関心の高いテーマでございます。それだけに、税率としても、国と地方の税率の配分は1対1というふうにされてきております。国のたばこ税と同様に、地方たばこ税に対しても税率を引き上げるという要望が各自治体等からも来ております。また、反面では、健康という観点からもたばこの値段を上げるべきではないかという意見もいただいております。このたばこ税につきましても検討をしてまいることとしております。

それから、市民公益税制は、昨日の税調企画委員会の中で原口大臣から、新しい公共を支える税制として、市民公益のための税制を検討課題としたいという強いご意思がございました。これは、市民公益を担う団体に寄附財政的な支援をすることも含めた、いわゆる寄附税制のあり方、これは民主党がかねてから主張してきていることでございます。このあり方についても議論をしていくこととしております。

1つ飛ばしまして地方税制、それから、その次の税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンでございますけれども、地方税制のあり方、この点について総理から諮問がございました。国税と地方税を通して税体系の全般的なあり方をどうするかということにつきまして議論をしてまいりたいと思います。民主党はマニフェストで、地方が自由に使えるお金をふやしますということをうたいました。そして、地方自治体からも、地域主権、地方への権限移譲、財源移譲についても大変な期待をされたところでございますので、この点についてはまさに、民主党の訴える地域主権こそが大きな構造改革、最大の行政改革であるという理念に則って、実現するための抜本的な改革を議論してまいりたいと考えておりま

す。

総務省からは以上でございます。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。主要検討項目についての概要のご説明でございました。

加えまして、資料7は各省から上がってまいりました国税関係の要望一覧、資料8が地方税関係の要望一覧でございます。時間の都合で詳細の説明は割愛させていただきますが、これらを含めまして、ご参加いただいた諸先生方からご意見、ご質問をいただければと思います。どなたからでも結構です。お名前をいただいた上で。

時間の都合でございますが、6時50分ぐらいまで十分に時間をとらせていただきたいと思います。

それでは、ご自由にご発言いただきたいと思います。

○・・・議員

最後にもご説明があった地方税制のことでございますが、大変期待をしております。まさにおっしゃるとおり、我々民主党政権の1丁目1番地だと思っておりますが、これはどのスケジュールといいましょうか、地方税の改革が大変大きなテーマだと思いますが、こういったスケジュールでこれから検討されていかれるのかをぜひお聞かせください。

○渡辺総務副大臣

まず、直面する当面の問題は、原口大臣が地方交付税を1.1兆円、これは麻生政権のもとで失われた1兆円を、小泉の三位一体改革から今日まできた中で、地方に1.1兆円の地方交付税を増額しますと。そして、ご案内のとおり、国税のおよそ32%が地方交付税の原資となりますけれども、この点について法定率を上げて、その分を地方へ配分すべきだと。1兆1,000億円の交付税を渡すべきだというようなことを一貫して主張しております。概算要求では事項要求という形になりましたけれども、この点についても議論してまいりたいと思います。

そして、これから具体的な議題になってくるかと思っておりますけれども、地方の個別財源をどうするかということこれから私どもとしては考えてまいりたいと思っております。先ほど申し上げた8,055億円の税収不足になるわけでございます。これを新しい税で穴埋めをするのか、あるいは国税を地方税に移管するのかという形も含めまして、いろいろな可能性を検討してまいるものでございます。まず、交付税につきましては、スケジュール的には来年度予算の中で総務省側としては何とか実現したいということでございますし、新

税につきましては、地方環境税のあり方も含めまして、また国民の皆さんの理解を得られる形で早急に結論を出していきたいと考えております。

○小川総務大臣政務官

他にいかがでしょうか。

では、お二方からまとめてご意見をいただきたいと思います。

○・・・議員

NPO法人の寄附金控除の件で、今、原口大臣のお話をいただきましたけれども、感謝をしております。1点、確認の意味で、この点をぜひお願いしたいということを申し上げます。

寄附金控除、現在はNPO法人、2年間の実績がある法人に関して5年間の有効という制度になっておりますが、これを5年間の実績をベースに5年間有効にしてほしいという陳情をたくさんいただいておりますので、この点、3役の皆様方にも改めてお願いしたいと存じます。

○・・・議員

先ほど、法定率の見直しのお話がありましたけれども、基本的に地方になるべく財源を渡して、地方に負担を押しつけるのではなくて、地方が自主自立できる政治の実現というのが民主党の考え方だと思います。

その中で、法人課税にかかる還付加算金の問題があるかと思います。これだけ経済情勢が悪化している中で、本則では今7.3%という中で、地方自治体が企業に対して利息をつけてお金を返しているような状況があるわけで、実際、自治体はこれの負担にかなり耐えかねているという現状もありますので、この点についてのお考えもお聞かせいただきたいと思います。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございます。ひとまずここで区切らせていただきます。

○峰崎財務副大臣

・・・議員からいただいたものは、要望ですから受け止めておきます。

実は、NPOの、特に認定NPO法人などはなかなか数が少ないんですよね。これをもっと引き上げていくためにどうしたらよいかということで、我々もしきりに引っぱたいているのですが、これは主としていろいろなNPO法人側からも、手続き上の問題であるとか、あるいはパブリックサポートテストの問題だとか、いろいろな条件があつてなかなか



増えておりませんので、もっと寄附金税制がうまく拡充できるように、これはしっかりと議論していきたいテーマだと思っていますので、ご要望を受けてやっていきたいと思えます。

○渡辺総務副大臣

・・議員からのご指摘についても、これからかなり細かい議論をしていきますので、その点につきましては国税と地方税の分野で、実態を役所から全部ヒアリングして、できることはぜひやっていきたいと思えます。努力すると言ったら、努力する、検討するというのはあれですけども、できるだけのことを考えていきます。

○小川総務大臣政務官

次に、・・議員と・・議員。

○・・・・議員

1つは、いろいろと各省のお話が上がってきますけれども、法人税をどんどん下げることになりますと租特をきめ細かくやるというのが少し薄れてきてしまうので、今のところ租特は法人税率が多分あまり大きくは動かないだろうという前段の中でやっているのですけれども、法人税をうんと下げるといふ話と租特の関係について、今どんな議論が行われているのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、今非常に減税ムードで、あれも減税、これも減税で、非常に来年の参議院選に向けて非常によいわけでありませうけれども、環境税とかいう変な増税の話が突然1つだけ出てきたような気がいたしますので、これは何者なのかと。来年の参議院選挙まで増税論なんかすべきではないと思えますのですけれども、税調でどういう話になっているのか教えてください。

○・・・・議員

それでは、私のほうからは5点あります。

政権交代をしたということをお国民の皆さんによく見えるようにするために大事なものは、税制と予算と外交だと思えます。ここではっきり変わったということをお見せなくてはならないと思えますですね。そこで5点申し上げますが、まず、租特透明化法案をする中で、財源をはっきり生み出すと。今、・・議員からも法人税引下げの話などありましたけれども、引下げなんかはとんでもない話で、これはちゃんと租特を透明化することによって何兆円かを生み出すという方向性をお出すべきだと思えます。

それから、2点目は個人所得課税ですが、先ほどの話では、所得控除の話しか出ません

でしたけれども、これは最高税率の見直しを是非すべきだと思います。これも増税になるはずであります。クリントン大統領もオバマも高額所得者には税率を増やしていますから、これはちゃんとやっていただきたい。

それから、法人課税であります。中小企業の税率は引き下げても、大企業の法人税は引き下げることは絶対だめだと思います。むしろ、長期的には引き上げるべきだと思います。今までの経済財政諮問会議に提出されている資料を見ますと、諸外国との国際比較を見ると、企業の負担を法人税だけで比較しているんです。これは全くうそ。でたらめです。社会保険料と税金と合わせて企業がどれだけ負担しているかという国際比較をしっかりとください。前に私は財務省の課長に言ったことがあります。そういう資料が出てきたことはありません。しっかりと、社会保険料と法人税の負担を合わせて比較すれば、日本の大企業は安い。もうOECD平均より安いです。ですから、大企業の負担は軽過ぎます。

それから、4点目は、地方税制。交付税の削減は絶対だめです。行政刷新会議の対象になんかなっているのはとんでもない話ですね。ここ8年間で地方にかかってきたお金は、国庫補助負担金や交付税などを合わせると60兆円減っています。地方が疲弊するのは当たり前です。三位一体改革なんかでも大変な減らし方をしましたけれど、これ以上減らすと絶対だめで、むしろ増やすべきなのは地方交付税です。

それから、5点目ですけれども、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンですけれども、専門家委員会をつくるというのですが、これは是非、今回の行政刷新会議のように新自由主義、経済主義者を入れては決してだめです。あのメンバーを見ると、何だか小泉内閣に協力していたような民間人を全部登用しているではないですか。財務副大臣、是非これは改めなくてはだめです。とんでもない話です。したがって、これはクリントンもやっている話だし、今回オバマもやっている話で、大企業や大金持ちには増税。担税能力のある人にはちゃんと税金を払っていただく。そして、中小企業は庶民は減税をする。これが大原則ですよ。したがって、所得税などのフラット税化なんていうのはだめで、税の再配分をやって社会保障を充実していくのが基本だと思います。今まで自公政権がやってきたような、アメリカの要求に沿ったような新自由主義の税制、まずこれを改めて、それを予算にしっかりと反映していく。まさにそういうことから言えば、国民の生活が第一の税制ですから。国民の生活が第一の予算をつくる、これが肝心なことだと思います。是非皆さん、副大臣、大臣政務官、そういうつもりで大臣に言ってください。財務省主導の予算は

だめですからね。税制もだめですから。これをしっかり直さないと。財務省の役人もよく聞いておくように。

○・・・議員

まず最初に、1つは要望なのですけれども、最近の歳出削減も含めてなんですけれども、どうも財源論が中心になっているといいますか、いかに数字を合わせるかということが中心になってきているような気がして、一番下に書いてある税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンというのは、先ほどの峰崎先生の説明だと、来年の年明けぐらいにはと言われたのですが、そういうものなしに、将来のビジョンなしに、財源論だけで来年度の税制が決まってしまうのはやはりおかしいのではないかという気がするんですよね。そういう意味では、大きなビジョンというものをちゃんと踏まえて、そしてそのもとで来年度の税制改正も行われるという流れであるべきではないかと私は思うので、その辺は要望ということでお話しさせていただきたいと思います。

あと、次は質問なのですが、納税環境整備のところ、税・社会保障共通番号の導入の話がありましたけれども、私はこれは、民主党の年金改革といいますか、こういうところと非常に密接につながっている話ではないかと思うんですね。となると、民主党の年金改革というのは今一体どうなっているのかということをおある程度示せない、その本体が示せないのに手段だけが先に示されているというのは、やはり順番として何かおかしいのではないかなど。その点どういうふうに考えておられるかということをお聞かせください。

それから、2番目に、寄附税制なのか地方税制なのか、ちょっとほかはあれなんですけれども、実はふるさと納税というのがありましたね。民主党の税調では反対だというふうに言われて、私は発案者の一人としての自覚みたいなものがあつたものですから、これはなぜ反対かということをお申し上げたら、いやいや、これは地方の税制を抜本的に見直すまでの間の過渡的な税制であるから反対なのだと、たしか・・・さんと・・・さんに言われて、それなら私も納得しましょうということをお下りたのですが。このふるさと納税については、今一体どういう位置づけの中で、来年の税制でどうしようとしているのかということをお聞かせいただきたい。

それから、最後でありますけれども、経済産業省の政策会議に出ていたときにグループ法人税制という言葉が出ておまして、これはまだ余り具体的に検討している項目ではないのかもしれませんが、聞いていてどうも、どういう意図でこういうものを導入しようとしているのかが私にはいまいまいちよくわからなかったんですよね。これを導入しよう

としている意図というのは一体何なんだろうかというところが、もしわかれば教えていただきたいということです。

○峰崎財務副大臣

貴重な意見をありがとうございました。

・・議員のほうから出されました法人税と租特の関係なんですが、これは後で新自由主義との関係も出てくるんですけども、原則的には課税ベースを広げて税率を下げていく。この間の法人税制の改正を見ると、課税ベースは変わらないのに法人税率を下げていった。これは世界の国々が法人税を下けているからだということで、50%近くあった法人税率が、今は地方を入れて39.幾つだと思うのですが、30%まで国税は下がっているんですよね。そういう意味で、そのときのやり方というのはどうかと。私たちは、租税特別措置法の見直しを通じて課税ベースを広げていきたいと同時に、実は課税ベースの中には減価償却の耐用年数をどう見るかとか、非常に難しい問題がたくさんございます。これらの問題を含めて、日本の産業の競争力ということも1つ考えなくてはいけません。そういう課税ベース全体を見直す中で税率のあり方を考えていこうと。ただいたずらに法人税の引下げ競争というところに引き込まれていくと、税収がどんどん落ち込んでいって、その分、大衆課税がふえていくということになりますので、そこはやはりしっかりと。これはOECDの中に税の競争に関する委員会がございまして、日本からも代表が出ておりますから、そういうところでしっかりと、国際社会の中における共通した歯止めといいますか、それをつくっていく必要があると思っております。

それから、環境税の提起が出てまいりまして、これはマニフェストには直接的には地球温暖化対策税を検討しますということで、私ども野党の民主党の時代に本来もっと作っておけばよかったのですが、残念ながら時間的に作ることができませんでした。これは、実はガソリン税あるいは暫定税率の廃止問題と絡んで今議論されているんですが、もともとはそれとは直接関係なく、CO<sub>2</sub>の排出量に着目して環境税を組んでいこうではないかという考え方を提起していたわけです。これが実は、今日付けで環境省から私ども財務省主税局の方に環境税案が出てまいりました。その中身をまだきちんと議論していませんのでここではやりませんが、CO<sub>2</sub>に着目して出てきているのかと思うと、部分的にそういうところもあるのですが、石油・石炭税を上げるとか——石油・石炭税というのは大元のところにかけてしまうというやり方なのですが、そういう引上げを中心にしながら、あとガソリン税のところも少し手を加えているんです。そういった点で、本当にこれが環境税と

いう名前に値するものかどうか、あるいはこれがどんな影響を与えるものか、特にこれは経済界にも与えると同時に、灯油であるとか石炭であるとか、当然私たち消費者の側にもかかってまいりますから、そういった点の議論をしっかりとやらないと、これはなかなか国民の皆さんに納得してもらえないかもしれません。ただ、総理も、いわゆる環境に関しては、排出権取引と並んで環境税の問題について迅速に議論していただきたいという提起がありますので、これは検討項目に入っております。これはしっかりと議論していきたいと思っております。

それから、・・・議員のほうから5点ありました。1点ちょっと、交付税のところは総務省、あるいは野田副大臣がここを中心にやっておられますので、私ではなくそちらに譲りたいと思います。

透明化法は財源を生み出すという観点も、それはもちろんないといえば嘘になりますが、マニフェストにもそのことを掲げております。ただし、透明化法で我々が一番目標にしなければいけないのは、本来、租税を納めなければいけないものをおまけをしている。隠れた補助金になってしまっているというところに大きな問題があって、なぜそういうふうに、いわゆる利益を上げている人が税を納めなければいけないのに法人の場合それが少なくて済んでいるのは、よほど積極的な根拠がなければやってはいけません。公平性の原則に反することではないだろうかと思っておりますので、そういう観点から、租税特別措置が本当に効果が上がっているのだろうか、本当にこれが我々の国民経済にとって必要なことなのだろうかといったことを、それこそ生活者・納税者の立場で我々はしっかりと見ていかないとはいけません。

結果としては増収になっていくようにしたいと思っておりますが、もちろん中には非常に幅広くやっているものもありますので、本来はそういった課税ベースが広がったときにはこれをどのように――先ほどの・・・議員の話とも絡むのですが、そうするとそれは法人税率を引き下げるべきだと思います。しかし、先ほど申し上げたように、これをするかどうかは別問題ですよ。

それから、最後の専門家委員会と絡んで、・・・議員がいつもおっしゃっている、要するに新自由主義の路線に立った考え方は脱却してもらいたいということをおっしゃっているのだらうと思うのですか、これは実は80年代のレーガン税制のあたりからずっと、税制の世界的な流れが変わってきております。オバマがどう変わっているかは別にして、やはり我々は国際的な税制の流れをよく見ながら、もう1回、これは私は一度議論したほうがよ

と思うのですが、国境というものが開かれてしまった。すなわち、ヒト・モノ・カネの流れが非常に自由になった時代における所得再配分機能というのは、本当に最高税率を上げたりすることでできるのだろうか。むしろそれは、今の世界的な潮流からすると……税率を上げるよりも、税を徴収してそれを給付、手当、こういったところで生活力の低い人や福祉を充実する方向に。これは、社会民主主義の考えを持っている北欧やヨーロッパの国々もみんな大体そっちに移っていますので。先ほど申し上げましたように、我々が個人所得の控除の問題を、つまり控除から手当へ、所得控除から税額控除、税額控除から手当へと、こういう考え方を我々は基本的に、私たち税制改革の基本ビジョンというところを出しております。

最高税率の問題提起がありました。これは、財務省がなかなかそのデータを示さないもので、私は財務省に示すようにと言っているんですが……

私は、立教大学の関口先生の図表を予算委員会等で絶えずみております。2,500万円を超えると、いわゆる実効税率がぐっと下がるんです。どうしてそれが下がるかというと、金融所得のうち配当、キャピタル・ゲインの課税は税率が今10%になっています。1億円、2億円とどんなに利益が上がろうとも、これは10%なんです。そうすると、40%までしか所得税の最高税率はありません。これが平均実効税率になると2,500万円のところで下がるんです。どうして下がるかというと、今申し上げたように、給与所得で最高税率をとる人というのはそれほどいないんですね。2,500万円、3,000万円、4,000万円ぐらいいくと。ここから先の高い税率をとる人は、ほとんどは株式の配当とキャピタル・ゲインですから。この税率が10%の軽減税率になっている以上、ここは変わりません。総合課税にするか、あるいはその税率を2割なり3割上げていかないと変わらないので、そちらの税率の方にむしろ注目していただきたいと私は思います。

それから、法人税のところでございますが、おっしゃるように、法人税について、社会保険料等も含めてしっかりと比較をするようにということで、この点については調査を今進めているところです。

あと、交付税のところは後でお願いしたいと思います。

・・議員のところ、来年度のビジョンですが、これは私たち民主党——今日は与党ですから社民党や国民新党の方もいらっしゃると思うのですが、税制改革の基本ビジョンというものを2年前に作りましたよね。そして去年がアクション・プランです。それに基づいて私たちは今回作業していますが、私が先ほど言った税制抜本改革実現に向けての具体

的ビジョンというのは、私たちの考えていることを踏まえながら、当然4年後にはまた次の衆議院選挙があるわけですが、そのマニフェストを作る上に当たって、今の新しい時代状況や、専門家の方々から見てどういう方向がこれからの日本社会のあり方として望ましいのか、それにはどういう税制でなければいけないのか、分権型税制、環境問題が非常に問題になってくる。そういう私たちが与えられているさまざまな条件の中における税制改革ビジョンを専門家の立場で作っててもらおうと、これが一番最後に載っているビジョンのあり方です。やはり1つの専門家がしっかりとした理念に基づいて、それこそ理念に基づいて新自由主義的な発想ではないものであると、それは申し上げておきたいと思えます。

それから、番号制の問題は、年金論とも絡んでまいりますし、先ほどお話ししたように社会保険庁との――今度は社会保険庁から変わりますが、そういう年金問題を含めて、例えば住基ネットを使うのか、そういう問題を含めていくと国民のプライバシーの問題とも絡んでまいりますので、番号制の問題はお話があったように、年金のことは厚生労働の関係ですので私はわかりませんが、こういったことも含めて総合的に番号制をやるためのプロジェクト・チームをつくらなければいけないということだけは明確にしておきたいと思えます。

それから、ふるさと納税ですが、今日も総務省の方がおられると思いますが――これはむしろ渡辺副大臣から答えていただいた方がよいと思いますが、ほとんど実績がなかったですね。

それから、グループ法人税制の問題ですが、これは連結決算、連結納税のところで、連結納税の仕組みがまだ十分でないという要請が来ているのだらうと思えます。そういう意味では、企業結合といえますか、たくさんの持株会社みたいなものができてきたり企業分割をしたりしておりますので、そういう企業が経営していく上に当たって、税制が企業分割あるいは企業法制のあり方について中立的でなければいけないという観点から、つまり、あまり邪魔をしてはいけないという観点から、グループ法人税制といったものは考えるべきではないかなと。これは多分、経産省の要望で出てきているのだらうと思えますから、これから議論にはなってくると思えますが、そういう観点で私たちは受け止めてこれから議論をしていこうというふうに思っております。

○野田財務副大臣

交付税は、昨日の税調の企画委員会の中でも議論が出ました。交付税の増額というの

は、もちろん税制で考える部分もあるんですけども、基本的には財政措置なものですから、だから今回の概算要求では事項要求という形で出てきています。ということは、これは交付税の増額だけではなくて、今上がってきている概算要求は95兆円ですけども、ざくっと言うと3兆円ぐらい増やす話です。当初の税収見込みが46兆円だった中で、40兆円を大幅に割ろうという中で、さらに事項要求をすべて認めていくということは、私は基本的には予算編成上あり得ないと思っています。ということは、本当に当初予算をめり込む努力をされた上での主張ならば、それは編成に活かせると思いますが、そうでなく、ただ通るという状況ではない。お互いどうやって知恵を出していくかということだと思います。

民主党の政策の1丁目1番地は地方の税財源だとか年金だとか母子加算だとか、それぞれのお立場でみんなおっしゃるんです。だけど、1丁目1番地は、やりたいことの無駄遣いを改めて予算を組みかえるというのが1丁目1番地で、マニフェストの第1章はそうだと思いますので、私はそういう観点で取り組むべきだと思います。

加えて、・・・議員からの、行政刷新会議メンバーが新自由主義の皆さんが多いとか、財務副大臣どうのというお話でしたが、行政刷新会議メンバーは我々が選んだわけではないので、それは行政刷新会議で選んでいるということでございます。

○渡辺総務副大臣

最初にふるさと納税でございますけれども、実際に私も関心を持ってこのことを事務方に問い合わせたところ、ふるさと納税の実績は70億円。各自治体別に一番多いのはどこだったかと聞いたら、たしか、熱心に「ふるさと納税は宮崎へ」と言っている有名な知事さんのいるところすら何十万円ぐらいしかなかったというふうに記憶しております。たしか一番多かったのは東京と大阪ではなかったかなということで、正直言ってあまり効果は現れていないのかなとも思いますし、また、今回の税調の議論の中ではふるさと納税のことは一切議論されておられません。また、その管理についてもまだ議論はしていないところでございます。

それから、他で幾つか私なりのお答えをさせていただければ、将来のビジョンなしにつじつま合わせをするべきではないのではないかというお話がございました。昨日、企画委員会で、藤井財務大臣が1回中座されて戻ってきたものですから、最後に私は申し上げました。ご案内のとおり、民主党の支持率が各種調査で10ポイントほど下がっています。70ポイントもあったんだから10ポイントぐらい下がることはさもありなんと思う方もいるかもしれませんが、これは急落でございます。あわせて、経済誌や新聞や週刊誌の見出しの



中では「鳩山大増税」なんていう言葉が踊るようになってきました。皆さん方も勘づいていらっしゃる通り、やはり潮目は変わっていると思います。この潮目が変わったことについて、藤井財務大臣に対してはっきり申し上げました。ですから、国民にとって夢や希望を与えることをしなければ我々に対する期待は一気になくなりますよと。ましてや、財務省の方がいる前で言うのも何ですが、何か支持率が高いうちに今まで歴代政権ではできなかったことを片づけてしまおうなんていう、その中に民主党の我々鳩山内閣が万が一にも意向に添うようなことがあってはならないと、私自身は昨日そのような思いを藤井財務大臣にも申し上げさせていただきました。ですので、今日いらっしゃる皆様方が非常に懸念していることを私自身も認識をしておりますし、また税調のメンバーも認識をしております。ですから、その点につきまして、将来ビジョンが見えない中で、とにかくつじつま合わせのために無理でも来年の約束を守るために何とかしなければいけないということが今回の税制議論の中にあっては、一気に国民の支持を失うだろうと思っております。

交付税につきましては、野田財務副大臣がいなくなってしまうのでフェアでないかもしれませんが、やはり自由に使えるお金を増やすのだと。民主党政権だったらよくすることができるのだという期待を持っていただいてこの選挙で勝利したことは紛れもない事実でございます。ですからこれは、マニフェストに太字であれだけ大きく書いたわけですから、地方が自由になるということを実現しなければいけない。そのためにも我々は、税調の中で当面は地方交付税という形で、地方に対して約束を守ったと、そして自由な地域活性化のために施策を講じることができるということについては引き続き努力をしてみたいと思っております。

○小川総務大臣政務官

残り時間15分程度となりました。できるだけ簡潔に、1人でも多くの方からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○・・・議員

3点あります。資産課税で、ベクトルをどちらにするのかという質問です。要するに、不労所得で資産課税というものはもっともっと税金をとるべきだという考え方と、昨今言われておりますように住宅所得の金銭贈与にかかる贈与税の非課税を610万円から2,110万円までに控除額を上げたりという案も出ているみたいですがけれども、それだったら、もっと贈与税の控除額を増やして資産課税というものをとらないようにするというベクトルもあると思うのですがけれども、どちらのベクトルをこれから望んでいらっしゃるのかという

ことを。

それから、個人所得課税ですが、例えば子育て手当について、所得税については扶養者控除、配偶者控除はしないと。ところが、住民税の控除については、たしかマニフェストの段階では何もしない、または民主党で住民税の控除は変えないという話で試算がなされていたはずなんです、これを見直すことに切り換えたということなのでしょうか。これが2番目です。

それから、納税環境整備の番号制のところでは質問があったのですが、地方重視ということが言われておりますけれども、社会保障番号と納税者番号をなるべく統一して国民総背番号制みたいな形に持っていく方向なのか、それはそれとして一応回答を得ましたが、地方重視という意味で地方にも番号をつけますというような話も聞いたのですけれども、だとすると、同じ納税者番号の中でも地方と国とでは別の番号がつくような形なのか。私は、地方の番号という意味がいまいちよくとれなかったので、以上の3点をご質問させていただきます。

○・・・議員

先ほどから、国と地方の関係の話がたくさん出ているわけですが、私も地方で仕事をしてきた中で、ここ最近、税源移譲と交付税削減で格差が広がる方向に進んだということは間違いないことだと思うのですが、いわゆる不交付団体と言われている財源的に裕福なところ——先ほど・・・議員は個人と企業に対して言われましたけれども、自治体に関しても格差を狭める方向というか、今、不交付団体と言われているところはどこに税源を持っているかというところ、おそらく地方の法人関係税と大規模償却資産などの固定資産というところだと思うのですが、そういうところの税配分を国税のほうに少し振り向けるなどして、税源を地方の裕福なところから厳しいところに少しでも流して、厳しい地方が再生していけるような税制の本当の抜本的見直しの方向に進めないのかなと。今、地方は、ある程度裕福なところは国保税なんかも大変厳しい状況になっている中で、一般財源から大分繰り入れなどをすることで処置しているんですけれども、本当に厳しいところはその財源がないので国保税がどんどん上がっていく中で、国保税と地方税を合わせて全体で見ると、地方のほう税金負担がどんどん大きくなっている現状があると思いますので、国保税等とのバランスも含めて、一般会計からの繰り入れもたくさんありますから、そういう関係の見直しも含めて抜本的な改革をしていただきたいという要望です。よろしくお願いたします。

○・・・議員

出戻ってきたので、少し大きな整理のところが欲しいのですけれども、租特の方を整理して見直しというのは大変大きな仕事だったと思うのですが、私に来たら全体規模がわからないんです。租特全体でどのくらいの規模があって、それを精査していく中でこれだけのものが抽出されてきたのだということを教えてほしいのと、あと特別会計の話がその前にはあったと思います。ちょっと野田副大臣がいなくなっていましたけれども、特別会計の方は次年度会計においてどのような整理と位置づけがされていくのかを聞きたい。

そして、税制均衡という考え方はその前にはあったと思います。どこかを増やすけれどもどこかは減らして、1人1人の負担あるいは1社1社の負担というものを極端に変えるわけではない。そのことについては、今そんなことを言われる財政ではないという状況なのか、税の基本的なところに関しての民主党の考え方を伝えていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

最初の・・・議員からのお話で、資産課税のベクトルはどちらですか。これは相続税、贈与税の世界ですが、今回の相続税の課税ベースを見たときに、主として土地代金、いわゆる地価の上昇ということで、バブルの時代に相当程度上がってきているんです。今はもうバブルが沈静化して地価も下がってきてデフレ状態になってきているわけですが、そういう意味で言うと課税ベースを余りにも広げ過ぎて、言ってみればあまりにも課税ベースを下げ過ぎてしまった。結果的に相続税収そのものが非常にやせ細ってきているということですので、この課税ベースがどうあるべきかということについてしっかり議論してこうということですから、先ほどの・・・議員のお話ではありませんが新自由主義的な考え方が非常に強かったので、ここは所得再配分機能というものをもう1回つめていく必要があるのではないですか。そういう意味では、ベクトルは少し上向きというふうに理解してください。これは、いわゆる個人の能力における格差はある程度是認すべきと考えている人も、世代間に移っていくことに対する不公平というものは、どんな経済学者が言っても、新自由主義の立場に立った人も、ここはきちんとしなければいかんよという立場に立つべきだと私は思っております。ただ、政治的には非常に大変なことになると思いますので、しっかり議論しなければいけない点だと思います。

それから、個人所得課税の住民税の件は渡辺副大臣に譲りたいと思いますが、納税番号について。納税者番号あるいは社会保障番号にとって非常に重要なことは、一度番号をつ

けたらどこへ行っても同じ番号にしなければいけないというのが番号制の基本になりますので、国の番号と地方の番号が2つありますというのは私はあり得ないと思っておりますので。もし後で総務の方からあれば申し上げます。

それから、2人目の、格差の問題でございます。これも主として、国と地方の格差の問題でございました。そこでは、私は国の立場ではございますけれども、法人二税の問題は、都道府県の税制の中で、一番景気が良くなると上がり、景気が悪くなると下がるという点で、本当にこれは地方税として馴染むのかなという気持ちを持っていました。今、部分的に外形課税が少し入っておりますけれども、そういう意味で、今お話があったように景気変動に非常に過敏になっているといいますか、景気に応じて税収が上がったり下がったりする度合いが強いものは国税でもって、そしてそれをいわゆる交付税という形で配分するという機能を私は高めてよい問題ではなかろうかと。もちろんそれには、それに代わる税源が必要になりますから、税源交換という問題が議論になります。これはまだ全然議論しておりませんが、そういう観点から、今おっしゃられたような観点は非常に重要なポイントだと思っておりますので、ぜひその点は私どもとしても考えておかなければいけないポイントだと思います。

最後の・・・議員の話ですが、租特の規模が今どのぐらいあるんだということですが、法人税、所得税合わせて5兆1,000億円でございます。そのうち、いわゆる原料になる石油・石化製品のナフサがあります。このナフサが3兆6,000億円ぐらいを占めておりまして、これは原料になっておりますので、これを上げるか上げないかは大問題になってまいります。いずれにせよ、そういう中で租特全体の規模というのはそういうレベルの水準であると。ナフサを除きますと約2兆円。法人税で1兆円そこそこだというのが全体の増でございます。

それから、特会の改革は後で、今日は大串政務官がおられますのでそちらに回しますが、税収の問題について、我々の基本的な考え方は、税の状況、今年は40兆円を割るかもしれないという大変厳しい状況だと思うのですが、今度の税制改正要望でも、新しい増税を求めるときには必ずそれに対して負担を。減税を要求するのだったら、では何を負担するか。pay-as-you-go原則と呼んでいますが、それはぜひ貫徹をしてもらいたいということですので、基本的には税収中立という考え方で改革には臨んでいるということでございます。

○渡辺総務副大臣

控除の点でございますけれども、住民税控除の問題については、今日の新聞にも出て

いましたが、再来年の23年度改正の課題として配偶者控除の見直しにしたと。来年22年度の税制においては、扶養控除の見直しをするかについて優先して取り組むという方針になるかと思えます。今お話がありました、マニフェストの中でうたわれていたこと、例えば地方税については、当初は配偶者控除は見直しません、なくしませんということがあって、マニフェストで書かれていることとその後で党幹部等が発言されたことの中で若干ゆらぎがあったのかなというところは我々も認識しておりますが、いずれにしても、控除のあり方について年度内までには結論を出さなければいけないと思えます。もし交付税の方で配偶者控除が23年度以降に見送られるのであれば、当然配偶者控除の地方税についても準ずるわけでございますので、これは見送られることになります。そうしますと、残りの扶養控除をどうするかについてこれから議論を進めていくことになろうと思えます。

それから、例の納税環境の整備でございますけれども、給付付きの税額控除等々のいろいろな諮問を受けておりますけれども、所得の補足について我々はしていかなければいけない。しかし、反面で我々は、国税庁と社会保険庁を歳入庁という形で1つにするというようなことも言っております。また、セキュリティの問題についても大変な検討が必要だろろうと思えます。先進事例を外国等に求めながら、これは少々時間のかかるテーマになると思えますけれども、この点についても当然取り組んでまいりたいと思えます。ただ、やはり短期的な課題と中期的な課題があるとすれば、これはどうしても中期的な課題になろうかなというふうに私自身は認識をしております。

○大串財務大臣政務官

特会の見直しについてご質問いただきましてありがとうございました。

特別会計の事務事業の見直しは、断固としてやっていかなければならないという決意を持って今予算編成においても取り組んでおります。実際に、今日から始まりました行政刷新会議の事業仕分けの中でも特別会計事務事業は多数取り上げてもらって、それを受けて予算編成の中でも、事務事業及び、いわゆる積立金埋蔵金の議論も含めてがちっと議論していきたいと思えます。ただ、特別会計は事務事業を来年度予算の中で見直すのみならず、制度の見直しも必要になってきます。この制度の見直しは、1～2カ月という短期間でできるものではございませんので、この予算編成が終わって以降に制度の見直しについても取り組んでいこうということを述べているところでございます。

○小川総務大臣政務官

若干補足をさせていただきます。

・・議員お尋ねの租特の全体像、地方税版なのですが、全体で338項目、1兆3,000億円余りの減収要因を抱えております。今回、各省から出てきているものに限って、今年度末期限切れを迎えるものがそのうち76件、1,800億円余りということであります。

それから、国保についてご指摘いただきました。確かにご指摘のとおり、今の医療というのは、働き方と住んでいる地域によって大変な格差があるということであります。これは来年即というわけにはなかなかいかないと思いますが、年金医療の一元化が我が党の公約でございますので、こういう大きな話の中でぜひ引き取らせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○・・・議員

最後に要望だけ。答えは要りません。

1つは、所得税の最高税率の見直しですが、私が当時、竹中大臣に質問したのは、金持ちが逃げていくからだめだと言った。

それから消費税は、皆さん多分ご承知だと思いますが、消費税5%は国全体の税収に占める4%ですかね。税収に占める割合から言ったら、25%のスウェーデン並みなんですよね。40~50兆円の中の12兆5,000億円ですから、これは相当重い負担です。ですから、これを10%にするなんていったらとんでもない。ヨーロッパ並みでいけば50%の負担ということになるわけですから。これはご承知だと思いますが。消費税を導入して5%で12兆5,000億円増えたわけですが、法人税や所得税、あるいは先ほどの証券税制などの減税で、公平な税制を実現する会で試算してみたら21兆円減っているんです。ですから、差し引き11兆円は減税されているということなんです。そういう意味では本当におかしな話。

それから、予算も、野田副大臣がいなくなりましたけれども、麻生自民党政権では全治3年かかるということで、補正も含めて実質当初予算102兆円の予算を組んだわけですよ。そうしたら、一般会計のみでいえば少なくとも3年間は100兆円の予算を組まないで景気は回復しないということですから、大串政務官、そこまでしっかりと。政権交代して景気が回復したと思ったら大間違いですから、ここをしっかりと頭に入れて予算を作ってほしいと思いますし、税制も作ってほしい。そう思っています。景気なんか回復しませんからね。ここをしっかりとおさえてやってほしいなと思っています。そのためには、埋蔵金がありますから、これを特別会計にちゃんと使いましょうよ。後で私も具体的な提案をさせていただきます。

○・・・議員

確認だけ。先ほど地方税の絡みで峰崎財務副大臣のお話を聞いていて、1点だけ確認させてください。地方のいわゆる課税自主権を侵害するような考え方はないですね。

○峰崎財務副大臣

課税自主権ではなくて、要するに法人二税の中の事業税が景気変動の影響を強く受けて上がったり下がったりしていますよね。ですから、そういうものが地方税として本当にふさわしいかという議論はかねてからあるんですよ。それで今、外形化等いろいろされているのですけれども、そういう意味で言うと、もっと安定した財源との交換とかも議論されて然るべきかなという意見がいろいろな専門家の中にあります。私自身もそう考えている一人ですが。今おっしゃられているように、課税自主権は当然地方にあります。当然のことです。ただ、多くの場合は、国税に対する付加税です。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。限られた時間ではございましたが、以上で税制に関する政策会議を終了させていただきます。今後も鋭意開催をまいりますので、どうぞご参加をよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

【閉会】